

○ 大阪市契約規則

制 定 昭 和 39 年 4 月 1 日 規則 18
最近改正 令 和 6 年 12 月 27 日 規則 149

目 次

第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条の 2)	
第 2 章 契約の締結	
第 1 節 契約締結の請求等 (第 4 条・第 4 条の 2)	
第 2 節 契約の参加資格 (第 5 条～第 11 条)	
第 3 節 契約方式別の手続き	
第 1 款 一般競争入札 (第 12 条～第 14 条)	
第 2 款 指名競争入札 (第 15 条・第 16 条)	
第 3 款 随意契約 (第 17 条～第 17 条の 3)	
第 4 款 せり売り (第 18 条)	
第 4 節 入札 (第 19 条～第 31 条の 4)	
第 5 節 契約書及び契約保証金 (第 32 条～第 41 条)	
第 3 章 契約の履行	
第 1 節 契約上の権利 (第 42 条)	
第 2 節 監督及び検査 (第 43 条～第 52 条)	
第 3 節 契約上の給付 (第 53 条～第 57 条)	
第 4 章 契約の変更及び解除 (第 58 条～第 63 条)	
第 5 章 補則 (第 64 条～第 66 条)	
附 則	

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 本市において売買、貸借、請負その他の契約をする場合においては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局長 大阪市市長直轄組織設置条例(平成 24 年大阪市条例第 12 号)第 1 条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例(昭和 38 年大阪市条例第 31 号)第 1 条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、教育長、行政委員会事務局長及び市会事務局長をいう。
- (2) 局長等 局長、財政局税務総長、大阪市事業所事務分掌規則(昭和 37 年大阪市規則第 5 号)第 3 条に定める事業所の長及び区長をいう。

(契約事務の委任)

第 3 条 市長の権限に属する契約で次に掲げるものについては、別に定めるものを除くほか、契約の締結(契約の変更及び解除を含み、契約の履行に係る監督及び検査を除く。以下同じ。)を契約管財局長に委任する。

(1) 工事の請負契約

(2) 工事以外の請負契約(印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約に限る。第 53 条を除き、以下同じ。)

(3) 物件の買入及び売払契約

(4) 物件の借入契約

(5) 前 2 号に定めるもの以外の不動産に関する契約(不動産の貸付契約及び建物の所有を目的とする地上権の設定契約(契約管財局の所管業務に係るものを除く。))を除く。)

(6) 不動産の信託の受益権の買入及び売払契約

(7) 市長が別に定める業務委託契約

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の締結を別表第 1 又は別表第 2 に掲げる局長又は区長に委任する。

(1) 別表第 1 に定める契約で予定価格又は予定賃料総額(期間が 1 年を超えるものにあつてはその年額)が同表に定める金額以下のもの(単価契約によるものを除く。)

(2) 別表第 2 に定める契約

3 第 1 項の規定にかかわらず、前項に定める契約以外の工事の請負契約のうち、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下政令という。)第 167 条の 10 の 2 第 1 項又は第 2 項(政令第 167 条の 13 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定する方法(以下総合評価競争入札という。)による契約で入札者からの高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めるものについては、契約の締結を、主管局長又は区長に委任する。

4 第 1 項の規定にかかわらず、前 2 項に定める契約以外の契約のうち、総合評価競争入札による契約(第 1 項第 7 号に掲げる契約に該当するものを除く。)については、契約の締結を主管局長又は区長に委任する。

5 第 1 項に定める契約以外の契約については、別に定めるものを除くほか、契約の締結を主管局長又は区長に委任する。

6 第 2 項から前項までの規定にかかわらず、これらに定める契約については、契約の締結を、財政局税務部及び市税事務所の所管業務に係るものについては財政局税務総長に、中央卸売市場の所管業務に係るものについては中央卸売市場長に委任する。

第 3 条の 2 前条第 3 項に定める契約については、同項及び同条第 6 項の規定にかかわらず、入札に関する事務(第 12 条から第 16 条まで、第 19 条から第 22 条まで、第 25 条から第 30 条まで及び第 31 条の 2 の規定による事務をいう。以下同じ。)を契約管財局長に委任する。ただし、当該入札において入札者に対し求める技術提案に係る入札参加資格の決定、当該提案に関する審査及び落札者の決定(以下技術提案に係る入札参加資格の決定等という。)については、この限りでない。

2 前条第 4 項に定める契約については、同項及び同条第 6 項の規定にかかわらず、入札に関する事務を契約管財局長に委任する。ただし、政令第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する価格その他の条件に係る入札参加資格の決定、当該条件に関する審査及び落札者の決定(以下価格その他の条件に係る入札参加資格の決定等という。)については、この限りでない。

- 3 前条第2項又は第5項に定める契約のうち、市長が別に定める契約（次項の市長が別に定める電気の供給契約を除く。）については、同条第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、入札に関する事務を契約管財局長に委任する。
- 4 前条第2項第2号に定める契約のうち、市長が別に定める電気の供給契約については、同項及び同条第6項の規定にかかわらず、入札に関する事務を環境局長に委任する。

第 2 章 契約の締結

第 1 節 契約締結の請求等

（契約締結の請求）

- 第 4 条 局長等は、その権限を超える契約を締結する必要があるときは、契約請求書により、契約管財局長に契約の締結を請求しなければならない。
- 2 前項の規定による請求については、次の各号によるものとする。
 - (1) 契約の履行期限については、契約の履行の確保に要する期間及び契約管財局における調査、入札その他の契約締結に要する期間を考慮して適正に定めること
 - (2) 契約の目的物の品質、形状及び寸法、設計書、明細書並びに図面等については、契約の履行に当たり疑義のないよう詳細に記載すること
 - (3) 設計書及び仕様書等には主として工法その他の施行方法を記載するものとし、代価の支払方法その他の権利義務の定め等について特に定める必要があるものについては、契約附加条項としてこれを別紙に記載すること
 - (4) 用途については、使用目的を詳細に記載すること
 - (5) 工事用材料その他の使用品については、特に必要があるもののほか、特殊品を指定しないこと
 - 3 契約管財局長は、第1項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、事務処理上必要な調査をしなければならない。

（入札に関する事務の実施の請求）

- 第 4 条の 2 局長等は、第3条の2各項の規定により契約管財局長又は環境局長に入札に関する事務の実施を請求する必要があるときは、所定の請求書により請求しなければならない。
- 2 前項の規定による請求については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項第1号中「契約管財局」とあるのは「契約管財局又は環境局」と、同条第3項中「契約管財局長」とあるのは「契約管財局長又は環境局長」と読み替えるものとする。

第 2 節 契約の参加資格

（入札に参加できない者）

- 第 5 条 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていない者は、請負、買入れ、借入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下入札という。）に参加することができない。

(入札参加資格)

第 6 条 請負、買入れ、借入れその他の契約（第 9 条に規定する契約を除く。第 8 条において同じ。）に係る入札に参加しようとする者に必要な資格は、市長が定めあらかじめ告示する。

第 7 条 削除

(資格審査申請等)

第 8 条 請負、買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、市長が定めあらかじめ告示する方法により、第 6 条の資格の審査（以下資格審査という。）の申請をしなければならない。

2 市長は、資格審査を実施したときは、有資格者（市長が前項の申請に基づく資格審査の結果、第 6 条の資格を有すると認めた者をいう。以下同じ。）の名簿（以下有資格者名簿という。）を作成する。

3 有資格者名簿の有効期間は、市長が定め告示する。

4 市長は、請負、買入れ、借入れその他の契約に係る有資格者に対して、契約実績その他必要と認める事項を明らかにする書類の提出を求めることができる。

(売払い及び貸付けの入札参加資格等)

第 9 条 売払い、貸付け及び市長が特に必要と認める契約に係る入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査に必要な事項は、契約の目的物に応じて市長が定め、あらかじめ公告する。

(せり売りの参加資格等)

第 10 条 前条の規定は、せり売りに参加する者について準用する。

(随意契約の参加資格)

第 11 条 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、特別の理由がある場合を除くほか、随意契約に参加することができない。

2 第 5 条の規定は、随意契約を行う者について準用する。

第 3 節 契約方式別の手続き

第 1 款 一般競争入札

(公 告)

第 12 条 政令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告は、入札期日の 5 日前までに、急を要する場合においては 3 日前までに、次に掲げる事項について、大阪市公告式条例（昭和 25 年大阪市条例第 50 号）の例によつて行わなければならない。ただし、公告期間については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事請負の入札で同法により見積期間の定められているものにあつては、この限りでない。

(1) 入札に付すべき事項

(2) 入札参加資格に関する事項

(3) 入札保証金に関する事項

(4) 契約条項を示す場所

- (5) 入札執行の日時及び場所
 - (6) 第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする旨
 - (7) 前各号のほか入札について必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、前項の公告をインターネットを利用する方法により行うことができる。
- (入札参加の手続)
- 第 13 条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されている場合にあっては、契約管財局長が指定する期限までに有資格者名簿に登載されていることを確認の上、参加を申し出なければならない。
- 第 14 条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されていない場合にあっては、入札期日の 2 日前までに次に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に本市に提出した書類があるときは、その書類により承認を受けることができる。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
 - (2) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては住民票記載事項証明書その他の本人の住所を証する書類
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、契約管財局長が必要と認める書類

第 2 款 指名競争入札

(指名方法)

- 第 15 条 請負、買入れ、借入れその他の契約について指名競争入札に付そうとするときは、有資格者名簿により契約管財局長が適当と認める者を 7 名以上指名するものとする。ただし、契約管財局長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(通知事項)

- 第 16 条 契約管財局長は、前条の規定により指名をした者に対して第 12 条第 1 項各号(第 2 号を除く。)に掲げる事項を通知する。

第 3 款 随意契約

(随意契約によりことができる場合の予定価格の額)

- 第 17 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 2,500,000 円 |
| (2) 財産の買入れ | 1,600,000 円 |
| (3) 物件の借入れ | 800,000 円 |
| (4) 財産の売払い | 500,000 円 |
| (5) 物件の貸付け | 300,000 円 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 1,000,000 円 |

(随意契約に係る公表)

第 17 条の 2 政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する契約を随意契約によりしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注の見通し
- (2) 契約の内容
- (3) 契約の相手方の選定基準
- (4) その他必要な事項

2 前項の契約を随意契約により締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称
- (2) 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 契約の相手方を選定した理由

(見積徴取)

第 17 条の 3 随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示して 2 名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、急施を要するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第 4 款 せり売り

(公告及び参加の手続)

第 18 条 第 12 条及び第 14 条の規定は、せり売りについて準用する。

第 4 節 入 札

(入札保証金の納付)

第 19 条 入札に参加しようとする者は、入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約管財局長は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札において落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

2 前項の入札保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 市有財産売払入札保証金 見積価格の 100 分の 10 以上
- (2) 市有財産貸付入札保証金
契約期間 20 年以上 見積貸付料 6 月分相当額以上
契約期間 20 年未満 見積貸付料 3 月分相当額以上
- (3) 前 2 号以外の入札保証金 見積価格（単価契約に係る入札にあつては、見積価格に予定数量（第 25 条第 1 項の仕様書に記載されている予定数量をいう。以下同じ。）を乗じた額、長期継続契約（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年大阪市条例第 5 号）第 1 号に規定する長期継続契約をいう。以下同じ。）にあつては、見積価格を 1 年当たりの額に換算した額）の 100 分の 3 以上

3 入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、大阪市会計規則（昭和 39

年大阪市規則第 14 号) 第 76 条各号に掲げるもののほか、銀行又は契約管財局長が確実と認める金融機関の保証とし、当該保証の担保としての価値は、その保証する金額とする。

(入札保証金の還付等)

第 20 条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の入札者に対しては開札後これを還付する。

2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属等)

第 21 条 落札者が、正当な理由がなく契約管財局長が指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属する。

2 第 19 条第 1 項第 2 号の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく契約管財局長が指定する期限までに契約を締結しないときは、落札金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額)の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収するものとする。

(入札保証金に代用した担保の処分)

第 22 条 有価証券で納付した入札保証金为本市に帰属したときは、市長が適当と認める方法により、これを処分し、清算する。

(売払い又は貸付けの申込保証金)

第 23 条 第 19 条から前条までの規定は、随意契約による市有財産の売払い又は貸付けの申込保証金(以下申込保証金という。)について準用する。

2 契約の相手方が契約を結ばないこととなるおそれがないと認めるときは、契約管財局長は、申込保証金の全部又は一部を免除することができる。

(せり売り参加保証金)

第 24 条 第 19 条から第 22 条までの規定は、せり売り参加の保証金について準用する。
この場合において、保証金の額は、第 19 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、契約管財局長が定める額とすることができる。

(入札方法)

第 25 条 入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認の上、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、入札保証金(現金に代えて納付される有価証券を含む。)の納付済証(第 19 条第 3 項に規定する保証を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合にあつては、保証書。次項において同じ。)を入札書に添付しなければならない。

2 前項の入札は、指定場所に出席して指定時間内に行わなければならない。ただし、契約管財局長が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便(以下郵便等という。)による入札を認めたときは、入札書及び入札保証

金（現金に代えて納付される有価証券を含む。）又はその納付済証を書留扱いの郵便等により提出することができる。

- 3 代理人により入札をしようとする者は、その権限を証する書面を提出し、確認を受けなければならない。

（予定価格の決定）

第 26 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

- 2 予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

（予定価格等の準備及び公表）

第 27 条 入札に付する事項については、その予定価格を、特に最低制限価格を定める必要がある事項については、その予定価格及び最低制限価格を記載して密封し、開札の際開札場所に備えておくものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約管財局長が必要と認める入札については、予定価格を入札期日前に公表するものとする。

（入札の無効）

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は第 25 条第 3 項の規定による確認を受けない代理人がした入札
 - (2) 指定の日時まで提出されず、又は到達しなかつた入札
 - (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
 - (4) 入札者の記名押印がない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
 - (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
 - (9) 入札に関し不正な行為を行つた者がした入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 入札の効力は、契約管財局長が決定する。

（入札の中止等）

第 29 条 契約管財局長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(再度入札)

第 30 条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、その入札保証金が所定の額に達しない者もこれに参加することができる。

2 落札者が契約を締結しない旨の申出をしたときは、他の入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第 12 条の規定によらないことができる。

(せり売りについての準用)

第 31 条 第 25 条第 2 項及び第 3 項、第 26 条、第 28 条（第 1 項については、第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 9 号及び第 10 号に限る。）、第 29 条並びに第 30 条第 2 項の規定は、せり売りについて準用する。

(電子入札)

第 31 条の 2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札の手続きについては、次項に定めるところにより、電子入札システム（本市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 電子入札システムにより行われる入札の手続については、前節第 1 款及び第 2 款、第 19 条から第 22 条まで、第 25 条（第 1 項後段を除く。）、第 26 条、第 27 条、第 28 条（第 1 項第 8 号を除く。）、第 29 条、第 30 条並びに第 31 条の 4 の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 12 条第 1 項 第 6 号	第 28 条第 1 項 各号	第 31 条の 2 第 2 項の規定により読み替えられた 第 28 条第 1 項第 1 号及び第 4 号並びに第 28 条 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号から第 7 号まで、 第 9 号及び第 10 号
第 12 条第 1 項 第 7 号	前各号	第 1 号から第 5 号まで及び第 31 条の 2 第 2 項の 規定により読み替えられた第 6 号
第 12 条第 2 項 及び第 27 条第 2 項	前項	第 31 条の 2 第 2 項の規定により読み替えられた 前項
第 16 条	第 12 条第 1 項 各号（第 2 号を 除く。）	第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで並 びに第 31 条の 2 第 2 項の規定により読み替えら れた第 12 条第 1 項第 6 号及び第 7 号

第 25 条第 1 項	記入し、かつ、 記名押印をした 入札書	記録し、かつ、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名（売払契約及び不動産の貸付契約に係る一般競争入札にあつては、これに代わるものとして契約管財局長が定める措置）をいう。以下同じ。）をした電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（契約管財局長が郵便等による入札を認めたときは、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書（以下入札書という。））
第 25 条第 2 項	前項	第 31 条の 2 第 2 項の規定により読み替えられた前項
	に出席して	において
	納付済証	納付済証（第 19 条第 3 項に規定する保証を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合にあつては、保証書）
第 25 条第 3 項	書面	電磁的記録
第 27 条第 1 項	記載して密封し	電子入札システムに記録し
第 28 条第 1 項 第 1 号	第 25 条第 3 項	第 31 条の 2 第 2 項の規定により読み替えられた第 25 条第 3 項
第 28 条第 1 項 第 4 号	記名押印	電子署名
第 30 条第 2 項	第 12 条	第 31 条の 2 第 2 項の規定により読み替えられた第 12 条

（電子情報処理組織を使用した売払契約に係る入札）

第 31 条の 3 前節及びこの節の規定にかかわらず、売払契約に係る一般競争入札は、次項及び第 3 項に定めるところにより、当該一般競争入札に係る入札をしようとする者に、電子情報処理組織を使用して本市と契約を締結した事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法で入札をさせることにより行うことができる。

2 前項に規定する方法により行われる入札の手続については、前節第 1 款、第 19 条（第 2 項第 2 号及び第 3 号（単価契約及び長期継続契約に係る部分に限る。）並びに第 3 項を除く。）、第 20 条から第 22 条まで、第 25 条（第 1 項及び第 2 項ただし書を除く。）、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 28 条（第 1 項第 4 号及び第 8 号を除く。）及び第 29 条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 12 条第 1 項 第 6 号	第 28 条第 1 項 各号	第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号 から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号
第 12 条第 1 項 第 7 号	前各号	第 1 号から第 5 号まで及び第 31 条の 3 第 2 項 の規定により読み替えられた第 6 号
第 12 条第 2 項	前項	第 31 条の 3 第 2 項の規定により読み替えられ た前項
第 14 条	掲げる書類	掲げる書類（第 1 号の書類を除く。）
	前 2 号	前号
第 19 条第 2 項 第 1 号	見積価格	予定価格
第 19 条第 2 項 第 3 号	前 2 号	第 31 条の 3 第 2 項の規定により読み替えられ た第 1 号
	見積価格	予定価格
第 25 条第 2 項	前項の	第 31 条の 3 第 1 項に規定する方法により行われる
	に出席して	において
第 27 条第 2 項	前項の規定にか かわらず、契約 管財局長が必要 と認める	第 31 条の 3 第 1 項に規定する方法により行われる

- 3 第 1 項に規定する方法により行われる入札をしようとする者は、第 14 条第 1 号に定める事項を誓約し、及び必要事項を入力して入札しなければならない。

（入札結果の通知）

第 31 条の 4 契約管財局長は、第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき入札に関する事務（技術提案に係る入札参加資格の決定等及び価格その他の条件に係る入札参加資格の決定等を除く。以下この項において同じ。）を完了したときは、所定の通知書により、速やかに入札に関する事務の実施を請求した局長等に当該入札の結果を通知するものとする。

- 2 契約管財局長又は環境局長は、第 3 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定に基づき落札者を決定したときは、所定の通知書により、速やかに入札に関する事務の実施を請求した局長等に通知するものとする。

第 5 節 契約書及び契約保証金

（契約の確定）

第 32 条 本市から落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、契約管財局長が指定する期限までに契約書に記名押印の上、契約管財局長が定める書類

を添えてこれを提出しなければならない。この場合において、契約保証金又は保証人を要するものについては、契約保証金を納付し、又は保証人を立てなければならない。

- 2 第4項の規定により契約が確定する前において、落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約管財局長は契約の締結を行わないものとする。
- 3 第1項の規定による契約締結の手続を怠つたときは、その者に係る落札又は契約の決定は、無効とする。
- 4 契約は、契約管財局長が第1項の規定により提出された契約書に記名押印した時に確定する。
- 5 契約書は、契約管財局長及び本市と契約をした者（以下契約者という。）並びに保証人を要するときは、保証人が各1通を保管する。
- 6 請負の契約者は、契約書提出後遅滞なく、内訳明細書及び工程表その他契約管財局長が必要と認める書類を提出しなければならない。

（契約書の記載事項）

第33条 契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
 - (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
 - (3) 監督及び検査
 - (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (5) 契約の内容に適合しない場合における契約者の責任（前号に掲げる事項を除く。）
 - (6) 危険負担
 - (7) 第56条の2に規定する事項
 - (8) 契約に関する紛争の解決方法
 - (9) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、建設業法第2条第1項に定める建設工事（以下建設工事という。）の請負契約にあつては、契約書（契約約款を含む。）に記載する事項は、同法第19条第1項各号及び前項第7号に掲げるものとする。

（契約書作成の省略）

第34条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 有資格者による指名競争入札及び随意契約において、契約金額1,000,000円以下の請負契約（工事又は製造の請負契約にあつては契約金額1,500,000円以下のものとする。）又は契約金額1,000,000円以下の物品の買入契約をするとき
 - (2) せり売りによる契約をするとき
 - (3) 物品を売り払う契約において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
 - (4) 前3号に定めるもののほか、随意契約（不動産に係るものを除く。）による場合において契約管財局長が契約書を作成する必要がないと認めるとき
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、落札者又は相手方が記名押印した見積書、請書その他の文書をもって契約書に代用するものとする。

3 第 32 条第 6 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(仮契約書の交換)

第 35 条 議会の議決に付すべき契約を結ぼうとするときは、契約管財局長は、当該契約について市議会の議決があつたときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を交換するものとする。

(契約締結の通知)

第 36 条 契約管財局長は、契約を締結したときは、契約通知書により、速やかに当該契約の締結を請求した局長等（以下請求局長等という。）に通知するものとする。

(契約保証金の納付等)

第 37 条 本市と契約を締結しようとする者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約管財局長は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市と契約を締結しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき
- (2) 本市と契約を締結しようとする者から委託を受けた保険会社と本市との間に工事履行保証契約が締結されたとき
- (3) 本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき
- (5) 法令に基づき代金の納付について延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき

2 契約管財局長が必要と認める契約については、契約を締結しようとする者に確実な保証人を立てさせなければならない。ただし、市有財産の貸付け及び売払いについては、別に定めるところによる。

3 第 1 項の契約保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札に付した場合 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を 1 年当たりの額に換算した額。次号、第 56 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）の 100 分の 10 以上
- (2) 指名競争入札に付した場合又は随意契約による場合 契約金額の 100 分の 5 以上

4 市有財産の売払い又は貸付けの契約に係る契約保証金の額は、前項の規定にかかわらず、第 19 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる額とする。この場合において、「見積価格」又は「見積貸付料」とあるのは、それぞれ「契約金額」又は「契約貸付料」と読み替える。ただし、貸付物件の原状回復について特に費用を要すると認めるとき又は大阪市財産規則（昭和 39 年大阪市規則第 17 号）第 23 条若しくは第 35 条の規定による連帯保証人を立てることができないときは、契約保証金を増額することができる。

5 第 19 条第 3 項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項中「又は契約管財局長が確実と認める金融機関」とあるのは、「、契約管財局長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。

(契約保証金による充当)

- 第 38 条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、貸付料又は延滞損害金の納付を遅延したときこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。
- 2 前項の規定による充当により、契約保証金の不足を生じたとき又は充当によつてもなお不足金額があるときは、これを追納させるものとする。

(契約保証金の還付)

- 第 39 条 契約保証金は、契約者がその債務を履行した後、これを還付する。

(契約保証金の帰属)

- 第 40 条 第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約により契約保証金は、その全部又は一部を本市に帰属させることができる。契約者の責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となつた場合においても、また同様とする。

(契約保証金に代用した担保の処分)

- 第 41 条 第 22 条の規定は、契約保証金について準用する。

第 3 章 契約の履行

第 1 節 契約上の権利

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第 42 条 契約者は、契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 請負の契約者は、契約の目的物又は検査済材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第 2 節 監督及び検査

(監督及び検査を担当する職員の指定)

- 第 43 条 局長等は、あらかじめ課長又はこれに準ずる者の中から、請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督（以下監督という。）を担当する職員及び請負又は買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の支払を要する場合において行う確認を含む。以下同じ。）のための必要な検査（以下検査という。）を担当する職員を指定しなければならない。
- 2 前項の規定により指定された職員に事故があつたとき又は当該職員が欠けたときは、局長等は、速やかに指定を変更し、又は新たに指定しなければならない。

(監督の方法)

- 第 44 条 前条の規定による監督を担当する職員（以下監督職員という。）は、立会い及び指示の方法によるほか、必要に応じて工程の管理、履行途中における工事製造等の使用材料の試験その他の方法により監督を行なうものとする。

(監督の結果)

第 45 条 監督職員は、監督の結果を随時局長等に報告しなければならない。

2 局長等は、必要と認めるときは、監督の結果を契約管財局長に通知するものとする。

(検査の方法)

第 46 条 第 43 条の規定による検査を担当する職員（以下検査職員という。）は、必要に応じて監督職員の立会いを求めて給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査するものとする。

2 契約者又はその代理人は、前項の規定による検査に立ち会わなければならない。ただし、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 47 条及び第 48 条 削除

(減価採用)

第 49 条 給付の目的物に僅少の不備な点がある場合で、その使用上重大な支障がないと認められ、かつ、期限その他の条件から交換、手直し等が困難と認められるときは、相当の価格を減価のうえ、これを採用することがある。

2 債務の履行を遅延した場合において前項の規定によりその目的物を採用したときは、延滞違約金は、減額後の価格により算定する。

(検査における不合格)

第 50 条 検査の結果、不合格と判定されたときは、契約者は、自己の費用をもつて、遅滞なく、取りこわし、撤去、取替え又は修補等の必要な処置をとらなければならない。

2 契約者又はその代理人が正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、契約者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査調書等)

第 51 条 検査を完了したときは、検査職員は、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、検査調書に基づかなければ支払うことができない。

3 第1項の規定にかかわらず契約金額が400,000円以下の契約で契約管財局長が検査調書を作成する必要がないと認めるものについては、これを省略することができる。

4 契約金額が1,000,000円を超える工事請負契約の完成検査をした場合において第1項の規定により検査調書を作成するときは、これに事業請負成績調書を添付しなければならない。

(監督又は検査を委託した場合の確認)

第 52 条 本市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行なわせたときは、受託者の行なった監督又は検査の結果について、局長等は、監督職員又は検査職員による確認調書を作成しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第 3 節 契約上の給付

(目的物の引渡し)

第 53 条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあつては、完成検査に合格したときをもつて、工事以外の請負及び買入れの契約（不動産に係るものを除く。）にあつては、引渡場所において完納検査に合格したときをもつて完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについては、この限りでない。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分引渡し)

第 53 条の 2 契約の目的物について、本市があらかじめその全部の完済又は完納に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下指定部分という。）がある場合は、当該指定部分について、第 49 条、次条及び第 56 条の規定を準用する。この場合において、同条中「契約金額」とあるのは「指定部分に相應する契約金額」と読み替えるものとする。

(休日に当たる履行期限)

第 54 条 契約の履行期限が本市における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日の最終日の翌日）まで期限を延長したものとみなす。ただし、履行期限が年度の末日に当たるとき又は契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分払)

第 55 条 工事その他の請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前にその代価の一部又は全部を支払うことがある。

2 前項の規定による支払（以下部分払という。）の額は、工事その他の請負についてはその既済部分に対する代価の 10 分の 9、物品についてはその代価の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事その他の請負に係る契約については、当該既済部分に対する代価の全額まで支払うことがある。

3 公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社の保証による前払金の支払をした工事について部分払をするときは、当該既済部分に対する代価に相当する額の全請負代価に対する割合を前払金の額に乗じた額を、前項の規定による支払金額から差し引いた額を超えることはできない。

4 契約管財局長が必要と認めるときは、部分払の対象となる工事その他の請負に係る物件について契約者に本市を受取人とする損害保険契約をさせることができる。

(延滞違約金)

第 56 条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、請負、買入れ、借入れその他の契約（不動産に係る売払及び貸付契約を除く。）に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に

関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

- 2 前項の場合において、第 53 条の 2 の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定にあたり契約金額から控除する。
- 3 契約管財局長において必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず契約において特に違約金の額を定めることができる。
- 4 第 1 項に規定する延滞違約金の総額が 100 円未満のものについては、これを免除する。
- 5 延滞違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くことができる。

（不当な取引制限等に係る損害賠償）

第 56 条の 2 請負契約又は買入れ、借入れその他の契約（売払、貸付及び不動産に関する権利の設定又は移転契約を除く。）の契約者（以下請負等の契約者という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本市に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下本条において同じ。）の 100 分の 20 に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 請負等の契約者が、当該契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下独占禁止法という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下納付命令という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）
 - (2) 当該契約について、確定した排除措置命令等（請負等の契約者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされたとき
 - (3) 確定した排除措置命令等において、請負等の契約者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（当該契約が示された場合を除く。）に、当該契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき
 - (4) 請負等の契約者又は請負等の契約者の役員若しくは使用人が、当該契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき
- 2 前項の場合において、請負等の契約者が当該契約について行つた独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は請負等の契約者若しくは請負等の契約者の役員若しくは使用人が当該契約について行つた刑法第 96 条の 6 に規定する行為により本市が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、本市は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求するものとする。
- 3 第 1 項の規定により請負等の契約者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損

害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から当該契約において定める利率による利息を付さなければならない。

- 4 前項の利率は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 2 項から第 5 項までの規定による法定利率を下回ることができない。

第 57 条 削除

第 4 章 契約の変更及び解除

（契約変更等の請求）

第 58 条 契約締結後災害その他やむを得ない理由により契約の変更若しくは解除又は履行の中止（以下契約変更等という。）を必要とするときは、請求局長等は、当該事項及びその理由を詳細に記載した書面により、遅滞なく、契約管財局長に契約変更等を請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求は、契約の履行期限までに行わなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による請求があつた場合にこれを準用する。
- 4 第 1 項の規定による請求を受けたときは、契約管財局長は、契約者に対して契約変更等を求めるものとする。
- 5 前項の場合において、履行期限又は契約金額を変更する必要があると認められるときは、契約管財局長は契約者と協議しなければならない。

（契約者の請求による履行期限の延長）

第 59 条 契約者は、災害その他正当な理由により契約の履行が遅延するおそれがあるときは、直ちにその理由を契約管財局長に申し出て履行期限の延長を求めなければならない。

- 2 前項の規定により履行期限を延長する期間については、契約管財局長は、請求局長等と協議してこれを決定し、その結果を契約者に通知しなければならない。

（契約者の契約変更等の申出）

第 60 条 前条に規定する場合を除くほか、契約者がやむを得ない理由により契約変更等を申し出たときは、契約管財局長は、請求局長等と協議して諾否を決定し、契約者にこれを通知しなければならない。

（契約の変更に係る書類の提出等）

第 60 条の 2 前 3 条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、これを提出しなければならない。ただし、第 34 条第 1 項の規定により契約書の作成を省略した場合にあつては、契約者が記名押印した見積書、請書その他の文書をもつて変更契約書に代用するものとする。

- 2 第 32 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項本文の場合にこれを準用し、同条第 6 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 60 条の 2 第 1 項本文」と読み替えるものとする。
- 3 第 58 条及び前条の規定により契約の解除又は履行の中止を行う場合においては、契約

者は、遅滞なく契約の解除又は履行の中止に係る承諾書を提出しなければならない。

(契約金額の変更に代える契約内容の変更)

第 60 条の 3 契約管財局長は、第 58 条第 4 項又は第 60 条の規定により契約金額を変更することになった場合において、特別の理由があるときは、契約金額の変更の全部又は一部に代えて契約内容を変更することができる。

(市の解除権)

第 61 条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約管財局長は、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があつたとき
- (3) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 契約事項に違反したとき

(契約解除時の処理)

第 62 条 前条の規定により契約を解除したときは、契約管財局長の選択により、契約者の費用で既成部分の取除き又は搬入材料若しくは既成物品の引取りをさせ、又は契約管財局長の認定による金額を交付し、既成部分等を本市に帰属させるものとする。

2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となつた場合にこれを準用する。

3 前 2 項の場合において延滞違約金その他の損害金があるときは、交付代金からこれを差し引くことができる。

(契約変更等の完了の通知)

第 63 条 第 58 条から第 60 条まで及び第 62 条の規定により契約管財局長が契約変更等を行つたときは、当該手続の完了通知書により、速やかに請求局長等に通知しなければならない。

第 5 章 補 則

(施行の細目)

第 64 条 様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、契約管財局長が定める。

(公営企業の特例)

第 65 条 公営企業に係る契約に関する限り、この規則中「市長」とあるのは、「公営企業の管理者」とする。

2 前項の規定による場合を除くほか、公営企業の管理者については、局長等、契約管財局長又は請求局長等に関する規定を準用する。ただし、契約管財局長と局長等相互間又は請求局長等と契約管財局長相互間の手続に関する部分については、この限りでない。

3 公営企業における契約については、この規則に定めがあるもののほか、企業管理規程の定めるところによる。この場合において、公営企業の管理者が必要と認めるときは、企業管理規程でこの規則と異なる定めをすることができる。

(局長又は区長が権限を有する契約)

第 66 条 局長(財政局税務総長及び中央卸売市場長を含む。以下この条において同じ。)

又は区長が権限を有する契約については、第 4 条、第 4 条の 2、第 31 条の 4、第 36 条、第 51 条第 3 項、第 63 条及び第 64 条の規定を除くほか、契約管財局長に関する規定は、局長又は区長に関する規定として当該局長又は区長に適用があるものとする。ただし、第 3 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により契約管財局長に委任された入札に関する事務については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、局長又は区長が権限を有する契約(第 3 条の 2 第 4 項の市長が別に定める電気の供給契約に限る。)において第 3 条の 2 第 4 項の規定により環境局長に委任された入札に関する事務については、契約管財局長に関する規定は、環境局長に関する規定として環境局長に適用があるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪市契約規則(昭和 24 年大阪市規則第 35 号。以下旧規則という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 4 第 8 条第 3 項中「毎年 4 月 1 日」とあるのは、昭和 39 年に限り、「昭和 39 年 7 月 1 日」とする。
- 5 この規則施行の日から昭和 39 年 6 月 30 日までの間における契約の参加資格については、旧規則により入札に参加する資格を有した者は、この規則の規定による有資格者とみなす。

附 則(昭 39. 7. 16 規則 124)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭 41. 2. 10 規則 6)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭 42. 2. 9 規則 2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭 42. 6. 1 規則 39)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約については、この規則の規定による改正後の大阪市契約規則第 56 条第 1 項の規定及び同条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭 42. 11. 10 規則 72)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭 43. 8. 1 規則 87)

- 1 この規則は、昭和 43 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則の規定による改正後の大阪市契約規則第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭 44. 4. 2 規則 29)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 44. 9. 18 規則 72）抄
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 46. 6. 5 規則 62）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 46. 7. 29 規則 84）
この規則は、昭和 46 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭 48. 4. 4 規則 46）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 48. 11. 29 規則 113）

- 1 この規則は、昭和 48 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 建設業法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 31 号）附則第 4 項の規定により建設業を営んでいる者については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 5 条及び第 8 条の規定は適用せず、この規則による改正前の大阪市契約規則第 5 条及び第 8 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭 49. 4. 2 規則 45 の 2）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 49. 8. 31 規則 105）
この規則は、昭和 49 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭 50. 1. 30 規則 2）

- 1 この規則は、昭和 50 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 34 条第 1 項、第 53 条の 2、第 56 条第 1 項及び第 2 項並びに第 57 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 50. 3. 31 規則 17）
この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 50. 4. 1 規則 32）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭 51. 4. 1 規則 17）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 52. 1. 13 規則 1）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則（以下新規則という。）第 8 条第 1 項の規定による定期の資格審査は、昭和 53 年から行うものとする。
- 3 この規則の施行の際現に存する有資格者名簿は、昭和 53 年 5 月 31 日までその効力を有する。
- 4 新規則第 8 条第 2 項の規定による随時の資格審査に係る有資格者名簿で、第 2 項の規定による昭和 53 年の定期の資格審査に係る有資格者名簿の効力発生前に作成されるものは、昭和 53 年 5 月 31 日までその効力を有する。

附 則（昭 53. 11. 9 規則 113）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（昭57. 4. 1 規則30）抄
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭57. 9. 30 規則115）
- 1 この規則は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（昭58. 4. 1 規則22）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭59. 4. 1 規則24）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（昭61. 4. 1 規則37）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭61. 10. 2 規則110）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭62. 4. 1 規則5）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭63. 4. 1 規則35）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平元. 4. 1 規則15）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平元. 11. 9 規則84）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平3. 4. 1 規則14）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平4. 4. 1 規則33）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平5. 4. 1 規則25）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約については、この規則による改正後の大阪市契約規則第51条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平6. 4. 1 規則37）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平7. 12. 1 規則96）
- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則第6条並びに第8条第1項、第5項、第7項及び第8項の規定は、平成8年6月1日以後に執行される入札について適用し、同日前に執行された入札については、なお従前の例による。

附 則（平 9. 4. 1 規則 71）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 9. 11. 6 規則 113）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則第 8 条の規定は、平成 10 年 6 月 1 日以後に執行される入札について適用し、同日前に執行された入札については、なお従前の例による。

附 則（平 10. 4. 1 規則 26）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 11. 2. 18 規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 11. 7. 29 規則 95）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 11. 11. 12 規則 121）

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 12. 4. 1 規則 45）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの規則による改正後の大阪市契約規則第 8 条第 1 項第 1 号、第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平 13. 4. 1 規則 44）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 3 この規則の改正による改正後の大阪市契約規則第 33 条第 1 項第 7 号及び第 56 条の 2 の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札に付する契約にあってはこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するもの、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札に付する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するもの、随意契約による契約にあっては施行日以後に発注するものについて適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則（平 13. 10. 29 規則 137）

この規則は、平成 13 年 11 月 3 日から施行する。

附 則（平 13. 12. 6 規則 142）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市契約規則第 6 条及び 8 条の規定は、平成 14 年 6 月 1 日以後に執行される入札について適用する。

附 則（平 14. 3. 31 規則 54）

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則第 56 条の 2 の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札に付する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するもの、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札に付する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする

る者を指名するもの、随意契約による契約にあつては同日以後に発注するものについて適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則（平 15. 3. 28 規則 13）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 15. 11. 28 規則 128）

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行し、この規則による改正後の大阪市契約規則第 7 条第 2 項の規定は、平成 16 年 6 月 1 日以後に執行される入札について適用する。

附 則（平 16. 1. 30 規則 4）抄

- 1 この規則は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 4 項の改正規定及び次項の規定は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平 16. 3. 31 規則 64）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 16. 6. 25 規則 109）

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 3. 4 規則 3）

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平 17. 11. 18 規則 184）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 17. 12. 28 規則 209）

この規則は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平 18. 3. 31 規則 96）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第 56 条の 2 の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとするものを募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則（平 18. 5. 26 規則 154）

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平 19. 3. 30 規則 107）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条の 2 第 2 項の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以

後に入札に参加しようとする者を募集するものについて適用する。

- 3 改正後の規則第 19 条第 2 項第 3 号、第 21 条第 2 項、第 37 条第 3 項及び第 56 条の 2 第 1 項の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則（平 19. 5. 31 規則 154）

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平 19. 9. 21 規則 184）

- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 9 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 19. 11. 30 規則 204）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 19. 12. 27 規則 209）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則（以下「改正後の規則」という。）第 6 条から第 8 条（第 5 項を除く。）までの規定は、平成 20 年 6 月 1 日以後に執行される入札について適用し、同日前に執行される入札については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日において現に存する改正後の規則第 8 条第 4 項に規定する有資格者名簿の有効期間については、同条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 20. 3. 31 規則 74）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条の 2 第 2 項の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 20 年 6 月 1 日以後に改正後の規則第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公告を行うもの又は同日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて適用し、同日前に公告を行うもの又は同日前に募集するものについては、なお従前の例による。

附 則（平 20. 5. 9 規則 98）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則別表第 2 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21. 3. 27 規則 36）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則第 56 条の 2 の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては

同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則（平 21. 12. 18 規則 165）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則第 6 条から第 8 条までの規定は、平成 22 年 6 月 1 日以後に執行される入札について適用し、同日前に執行される入札については、なお従前の例による。

（大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部改正）

- 3 大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成 7 年大阪市規則第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

（大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の規定は、平成 22 年 6 月 1 日以後に執行される入札について適用し、同日前に執行される入札については、なお従前の例による。

附 則（平 22. 3. 26 規則 35）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則第 56 条の 2 の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

（大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部改正）

- 3 大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成 7 年大阪市規則第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 3 条の 2 第 2 項」を「第 3 条の 2 第 3 項」に改める。

附 則（平 23. 3. 30 規則 38）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 23 年 6 月 1 日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようと

する者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

(大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部改正)

- 3 大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成 7 年大阪市規則第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「又は区長委任規則（昭和 31 年大阪市規則第 60 号）第 8 号」を削る。
(大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 23 年 6 月 1 日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則（平 23. 9. 2 規則 105）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則（平 24. 3. 30 規則 61）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則第 56 条の 2 第 3 項の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。

附 則（平 25. 2. 22 規則 9）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 25. 3. 28 規則 106）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 12. 26 規則 187）

1 この規則は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に締結された契約に係る延滞違約金については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 56 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 27. 4. 24 規則 167）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 27. 6. 26 規則 185）

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 28. 3. 30 規則 53）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平 28. 10. 18 規則 150）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 29. 10. 6 規則 138）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 3 条第 1 項及び第 4 項並びに別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 30. 3. 30 規則 81）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 12. 28 規則 139）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 2. 3. 31 規則 72）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令 2. 9. 29 規則 128）

この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 3. 29 規則 42）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 3 条第 1 項並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 3. 12. 27 規則 141）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に締結された契約の変更及び解除については、この規則による改正後の大阪市契約規則第 3 条第 2 項及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 4. 3. 31 規則 89）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令 4.12.28 規則 145）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 6.12.27 規則 149）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

契約種別 委任する 局長又は区長	工 事 の 請 負 契 約	工 事 以 外 の 請 負 契 約	不動産以外 の物件の買 入 契 約	不動産以 外の物件 の売払契 約	不動産の 借入契約	不動産以外 の物件の借 入 契 約
デジタル統括 室長、総務局 長、市民局長、 財政局長、健康 局長及びこど も青少年局長	円 1, 000, 000	円 2, 000, 000	円 2, 000, 000	円 400, 000	円 700, 000	円 1, 400, 000
経済戦略局長、 万博推進局長、 福祉局長、環境 局長及び消防 局長	2, 000, 000	2, 000, 000	2, 000, 000	400, 000	700, 000	1, 400, 000
都市整備局長 及び建設局長	7, 000, 000	2, 000, 000	2, 000, 000	400, 000	700, 000	1, 400, 000
大阪港湾局長	7, 000, 000	2, 000, 000	2, 000, 000	400, 000		1, 400, 000
教育長	7, 000, 000	2, 000, 000	2, 000, 000	500, 000	700, 000	1, 400, 000
その他の局長 及び区長	1, 000, 000	400, 000	400, 000	400, 000	700, 000	400, 000

別表第 2(第 3 条関係)

委 任 する 局 長 又 は 区 長	契 約 の 種 類
主 管 局 長 及 び 区 長	(1) 電気、ガス及び水道の供給契約 (2) 旅客用及び貨客兼用自動車借入契約 (3) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）の規定に基づき設置された駐車場の借入契約 (4) 事業生産品等の売払契約 (5) ガス設備工事請負契約 (6) 複写機の借入契約 (7) 新聞、雑誌その他の定期刊行物及び書籍の買入契約 (8) 独立行政法人都市再生機構が大規模住宅建設等に伴って立替施行により建設する利便施設及び公共施設の買入契約 (9) 長期継続契約により借り入れた物品を引き続き借り入れる契約 (10) 政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（物品の買入契約をするときは福祉局長に、役務の提供を受ける契約をするときは福祉局長及びこども青少年局長に協議すること） (11) 政令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による随意契約（経済戦略局長に協議すること） (12) 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 1 条に規定する建物の部分の借入契約 (13) 単価契約による工事以外の請負契約並びに不動産以外の物件の買入、借入及び売払契約（市長が別に定める契約を除く。）
政策企画室長	(1) 東京事務所の事務室、公舎等に係る不動産の借入契約
経済戦略局長	(1) 博物館、美術館その他これらに類する施設の展示品買入契約
総 務 局 長	(1) 乗車券使用によるタクシー利用契約
福 祉 局 長	(1) 所管施設入所者給食用食糧買入契約 (2) 医療用、防疫用及び研究検査用の薬品及び資材の買入契約
健 康 局 長	(1) 動物飼料買入契約 (2) 医療用、防疫用及び研究検査用の薬品及び資材の買入契約
こ ど も 青少年局長	(1) 所管施設入所者給食用食糧買入契約
都 市 整 備 局 長	(1) 市街地改造事業及び市街地再開発事業に係る不動産の買入、借入及び売払契約 (2) 市街地改造事業及び市街地再開発事業に係る地上権、地役権、不動産の賃借

	権等の権利の取得、管理及び処分に関する契約 (3) 土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する契約
建設局長	(1) 高潮対策事業に係る地上権、地役権、不動産の賃借権等の権利の管理及び処分に関する契約 (2) 道路敷地用不動産の寄附収受に関する契約（国、地方公共団体又は公共的団体からの譲受契約を含む。） (3) 下水管渠^{きよ}の設置に係る地上権の無償取得に関する契約
大阪港湾局長	(1) 大阪港湾局の所管業務に係る不動産の買入、借入、処分及び交換に関する契約 (2) 大阪港湾局の所管業務に係る地上権、地役権、不動産の賃借権等の権利の取得に関する契約 (3) よう船契約
消防局長	(1) 警備従事職員給食用食糧買入契約 (2) ヘリコプターの部品及び燃料の買入並びに修繕契約
会計室長	(1) 統括用品買入契約（予定価格 1,000,000 円以下のものに限る。）
教育長	(1) 校園の用に供するものについての不動産以外の物件の買入及び借入契約並びに工事以外の請負契約（予定価格 30,000,000 円以下のものに限る。） (2) 図書館の図書及び資料の買入契約
行政委員会事務局長	(1) 選挙又は投票の執行に係る工事以外の請負契約並びに不動産以外の物件の買入及び借入契約 (2) 職員の採用試験に係る実施要綱等の印刷請負契約
区長	(1) 選挙又は投票の執行に係る工事以外の請負契約並びに不動産以外の物件の買入及び借入契約